

# 令和7年度 いじめ防止基本方針

聖心学園中等教育学校

## 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を示すとともに、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生及び深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、すべての教育活動において人権を大切にすることを貫き、教職員自身が生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがいのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという考え方に立って、指導を徹底することが重要となる。

本校では、礼節を重んじる心豊かな品位のある生徒の育成を教育方針の一つとし、心の教育に重点を置いて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここにいじめ防止基本方針を定める。

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法 第2条]

### 2. いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

### 3. いじめに対する認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- ③ いじめの加害者等と被害者等は時として入れ替わりながら繰り返されることもある。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常にすべての生徒に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取り組みを行う。
- ④ 何事も「些細なこと」と判断せず、絶対にいじめを見逃さない姿勢で臨む。
- ⑤ 日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。

#### 4. いじめ防止

##### ① いじめ防止のための体制

名称：いじめ防止対策委員会

構成：校長・教頭・生徒部長・教務部長・人権教育委員長・養護教諭

※必要に応じて関係教職員、スクールカウンセラーの専門家が出席

※重大事態の場合は学校設置者（理事長）が出席

組織的な流れ：別紙1

年間指導計画：別紙2

##### ② いじめの未然防止

教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努める。そして、生徒の理解に重点を置き、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した指導体制を構築し、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ「いのちの教育」を推進する。

全ての生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない社会をつくるために関係者が一体となった取り組みを実施する。

##### ③ いじめの早期発見

早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高める必要がある。いじめは大人が目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることが多い。また、いじめをする側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識を持つ必要がある。したがって些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努める。

##### ④ いじめへの対処

いじめと認められた場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的に対応を行う。

また、家庭や県教育振興課への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関と連携する。

##### ⑤ 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せずに継続的に指導を行う。

## 5. 重大事態への対応

### ① 重大事態とは

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等)
- ・いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる)

### ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに学校設置者（理事長）及び県教育振興課へ報告する。

### ③ 調査の組織

学校の調査組織、又は学校法人が設置した調査組織等において調査を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

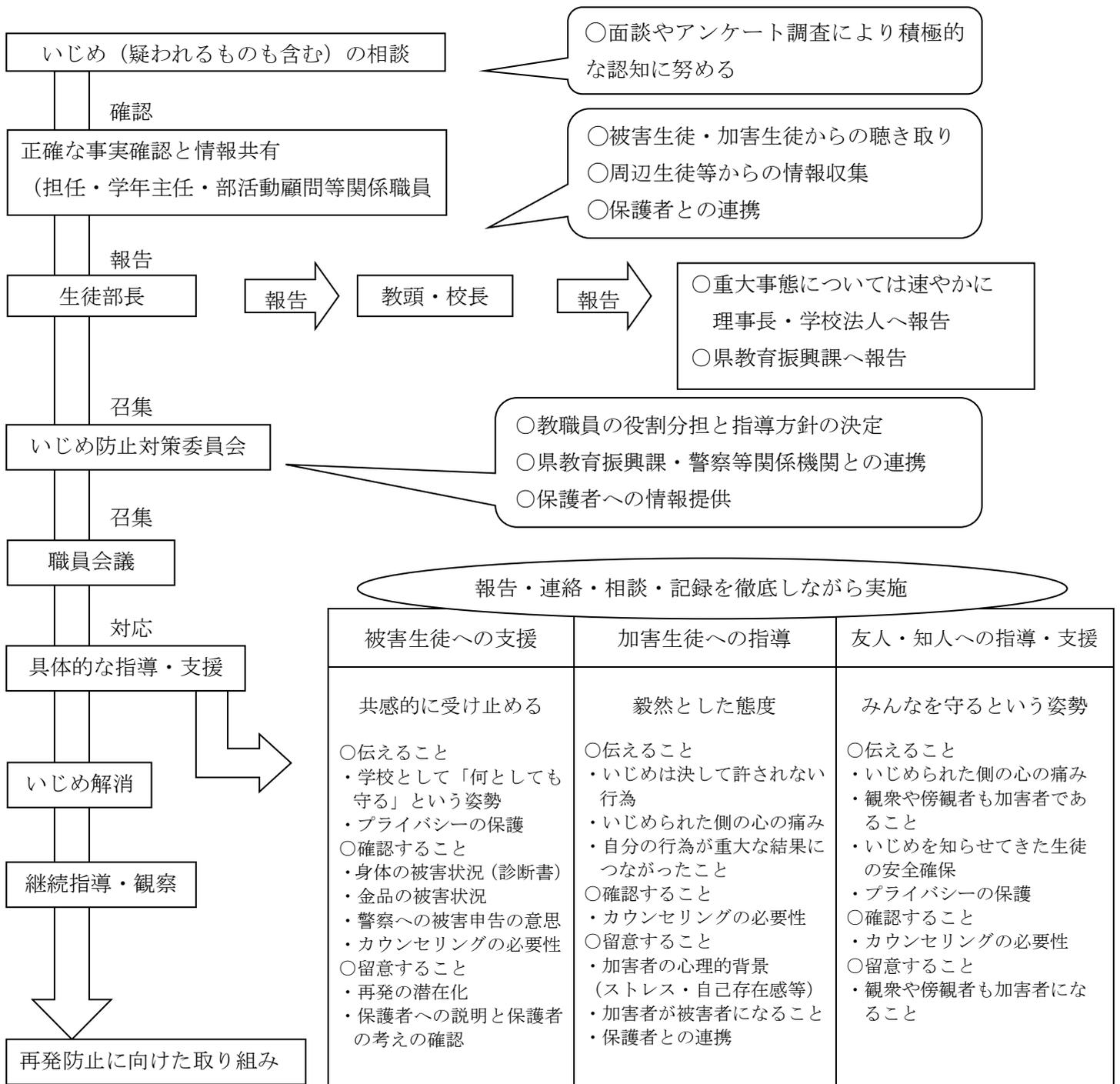
### ④ 調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。

## 7. その他

教職員は生徒が他者の思いや痛みを共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くことができるように、あらゆる教育活動を通じて具体的なプログラムを構築する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めて行かなければならない。

組織的な流れ



重大事態への対応

- 速やかに学校設置者（理事長）・学校法人及び県教育振興課に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
- 学校設置者（理事長）・学校法人を中心として学校全体で組織的に対応し、迅速に事象解決に努める。
- 当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急の保護者会の開催を検討する。
- 報道関係への対応は管理職が窓口となる。

令和7年度 いじめ防止等に係る年間指導計画

	4月	5月	6月
会議・研修		職員研修	第1回いじめ防止対策委員会
未然防止	宿泊研修(1年)	全校集会	全校集会
早期発見		二者面談・生徒情報交換会議	アンケート調査 三者面談 生徒情報交換会議
	7月	8月	9月
会議・研修		職員研修	学年会議
未然防止	全校集会 SNSに関する講演会	全校集会	全校集会
早期発見	生徒情報交換会議	生徒情報交換会議	三者面談 生徒情報交換会議
	10月	11月	12月
会議・研修		第2回いじめ防止対策委員会	職員研修
未然防止	人権HR	全校集会	全校集会
早期発見	生徒情報交換会議	アンケート調査 生徒情報交換会議	三者面談 生徒情報交換会議
	1月	2月	3月
会議・研修		第3回いじめ防止対策委員会	
未然防止	人権HR・全校集会		全校集会
早期発見	生徒情報交換会議	生徒情報交換会議	三者面談 生徒情報交換会議

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・居場所づくり、絆づくり
  - ・「自己肯定感」を育む教育
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・人権教育、道徳教育の充実
- 生徒の状況把握
  - ・共感的生徒理解
- 保護者、地域、関係機関との連携
  - ・保護者への啓発と情報発信
  - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
  - ・職員研修の実施、研修会への参加
  - ・生徒、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間等の校内巡視
  - ・定期的な面談
  - ・アンケートの実施
- 情報の共有
  - ・報告の徹底と全教職員による情報共有
  - ・申し送り事項の確認と徹底
  - ・個人別生活カードの活用